

事務連絡
令和2年2月7日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

精神疾患患者に係る要介護認定における留意事項について

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度、精神疾患患者に係る要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）に当たつての運用に係る疑義があつたことから、下記のことについて周知いたしますので、管内の市町村に周知をお願いします。

記

1 「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成21年9月30日老老発0930第2号。以下「通知」という。）では、認定調査の実施に当たつては、

- ・ 家族等、実際の介護者と日程調整をした上で行い、聞き取りを行うときには、調査対象者本人、介護者双方から行うこととに努めること、
 - ・ 施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、日頃の状況を把握している者に立ち会いを求めるこ
- 等を定めている。

この取扱いは、精神疾患により医療機関に入院している場合であつても同様であり、入院中の医療機関において認定調査を行う必要がある場合には、可能な限り、当該医療機関の看護師等日頃の状況を把握している者の立ち会いのもとで認定調査を実施されたい。

2 主治医意見書は、要介護認定の申請者の主治の医師に対して、当該申請者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものである。このとき、申請者の主治の医師が精神科医である場合は、当該医師に意見を求める必要がある。

要介護認定の申請時に、申請者が複数の医療機関に通院しており、どの医師の指名や医療機関名等を記載するか迷うような場合には、主治の医師に係る氏名等を記載するよう案内をすること。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
TEL 03-5253-1111（内線3945）
FAX 03-3595-4010